

就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議幹事会の 構成員の官職の指定について

令和7年4月25日
就職氷河期世代等支援に関する
関係閣僚会議議長決定

就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議の開催について(令和7年4月25日内閣総理大臣決裁)第3項の規定に基づき、以下のとおり、就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議幹事会の構成員の官職を指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 議長 内閣官房就職氷河期世代支援推進室長(内閣官房副長官補(内政担当))
- 副議長 内閣官房就職氷河期世代支援推進室長代理兼内閣府就職氷河期世代等支援推進室長
内閣官房就職氷河期世代支援推進室長代理兼厚生労働省政策統括官(総合政策担当)
- 構成員 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局次長
内閣官房内閣人事局人事政策統括官
内閣府政策統括官(共生・共助担当)
金融庁総合政策局政策立案総括審議官
総務省大臣官房総括審議官
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省総合教育政策局長
農林水産省経営局長
経済産業省経済産業政策局長
国土交通省総合政策局長